

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年2月24日

当地からの出国等に関する情報提供 2/24（続報）

（ポイント）

● 2月23日に発表され、24日午前8時から適用が開始された日本等滞在外者への入国拒否を含む入国制限及び自宅待機等のイスラエル国内での感染拡大防止措置に関し、イスラエル関係当局より以下の対応を既に実施しているとの情報を入手しましたので、お知らせします。

・ 日本を出発後14日間以内で、出国を希望する渡航者は、経過日数が14日以内であってもイスラエルからの出国を認める。

上記状況ではありますが、万が一、日本を出発後14日間経過していないことを理由に出国を拒否される等の以下のような問題が発生した場合には、本連絡の末尾に記載しております当館連絡先までお知らせください。

1 イスラエルからの出国を希望しているが（日本等の対象国を出発してから14日以内であることを理由に）出国拒否された方。

- （1）現在の滞在場所
- （2）出国困難な人数
- （3）連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

2 ホテル等で待機したいが、宿泊拒否等の理由により宿舎を確保することができない方。

- （1）現在の滞在場所
- （2）宿舎手配が困難な人数
- （3）連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

3 帰国のためのチェックアウトを拒否され、宿泊先等での待機を強要されている方。

- （1）現在の滞在場所
- （2）出国困難な人数
- （3）連絡先（氏名、電話番号、メールアドレス）

なお、もし、発熱、咳等の呼吸器系の症状がある場合には、当地保健省の指針に従った以下の対応をお願いいたします。

【ご参考：イスラエル保健省発表】

38度以上の発熱，咳，呼吸困難その他呼吸器系の症状がみられる者は，医療機関に事前の予約と，到着時の連絡を行わなければならない。対象者は，鼻と口をマスクや布で覆い，周囲の人間との接触を避け，公共交通機関の利用を回避し，保健省ウェブサイト掲載の指示に従わなければならない。

（イスラエル保健省）

英語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

ヘブライ語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

（新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMail.html?countryCd=0970>

（外務省海外安全情報）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更（3か月以上の滞在）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更（3か月未満の渡航）:

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>